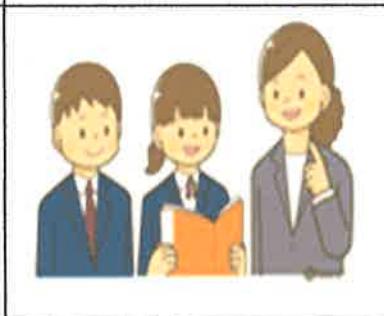




豊後大野市

## 豊後大野市 いじめ防止等基本方針



平成25年 8月策定  
平成26年 1月22日施行  
平成30年 3月改訂

豊後大野市教育委員会

## 目 次

はじめに .....	P1
<b>I いじめ防止対策推進法について（概要） -----</b>	<b>P1~3</b>
1 目的 .....	P1
2 いじめの防止等の基本方針 .....	P2
3 基本施策・いじめの防止等に関する措置 .....	P2~3
4 重大事態への対処 .....	P3
<b>II 基本的方向性 -----</b>	<b>P3~6</b>
1 いじめの防止等に関する基本方針 .....	P3
2 いじめの定義および認知について .....	P4
3 未然防止に向けて .....	P5
4 早期発見に向けて .....	P5
5 早期解消に向けて .....	P5~6
<b>III 具体的取り組み -----</b>	<b>P6~13</b>
1 学校を支援するための取組 .....	P6~7
(1) 相談体制の整備 .....	p6
(2) 実態把握と指導の充実 .....	p6~7
(3) 県教委との連携 .....	p7
2 保護者を支援するための取組 .....	P7
(1) 相談窓口の周知・徹底 .....	p7
(2) スクールソーシャルワーカー等の派遣 .....	p7
(3) 広報紙等による情報提供 .....	p7
3 各校いじめ防止基本方針の策定 .....	P7~8
(1) 各校いじめ防止基本方針の意義 .....	p7
(2) 各校いじめ防止基本方針の策定の留意事項 .....	p8
4 市及び学校での「いじめ対策委員会」の設置 .....	P8
(1) 豊後大野市いじめ対策委員会の設置 .....	p8
(2) 各学校ごとのいじめ対策委員会の設置 .....	p8
5 重大事態への対処 .....	P9~13
(1) いじめ重大事態の定義 .....	p9
(2) 重大事態への対処 .....	p10
(3) 重大事態の調査について .....	p10~13
① 調査の趣旨及び調査主体 .....	10 ページ
② 調査を行うための組織 .....	10~11 ページ
③ 調査の実施 .....	11~12 ページ
i ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合 .....	11 ページ
ii ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合 .....	11~12 ページ
iii ) その他留意事項 .....	12 ページ
④ 調査結果の提供及び報告 .....	12~13 ページ
<保護者への報告> .....	12~13 ページ
<関係機関への報告> .....	13 ページ
(4) 調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置 .....	p13
① 再調査の実施 .....	13 ページ
② 再調査の結果を踏まえた措置等 .....	13 ページ
6 その他 .....	P13
いじめ解消に向けた取組報告書（様式） .....	P14
★重大事態への対処の流れ .....	P15

## はじめに

学校においては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為」であり、また「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」問題であるとの認識に立ち、日頃から危機意識をもって教育活動に取り組む必要があります。

他県において、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生し、当該生徒がいじめにあっていた事実が確認されています。生徒が自ら命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならないことであり、私たちは自らのこととして重大に受け止めています。

豊後大野市教育委員会では、このような社会情勢を踏まえ、市スクールソーシャルワーカーの配置やいじめ問題専用相談窓口の設置による機動性を活かした相談活動、県教委「生徒指導支援チーム」との連携等、教育相談体制の整備、市独自の「いじめ解消に向けた取組報告書」を定めることによる学校に対する指導及び支援の強化、更には県教委と連携した教職員研修の実施等、いじめ問題に関する取り組みを推進して参りました。

しかしながら、全国的にはいじめの重大事態に至るケースも見受けられ、豊後大野市においても、いじめに関わる事例が認められており、次代を担う豊後大野っ子が、安心・安全な教育環境の中で「主体的な自己実現」ができるよう、全ての教職員がいじめの問題に関する認識を共有し、不断の取り組みを充実させるべく、決意を新たにしているところです。

さて国の段階では、第183回国会（常会）において、いじめ防止対策推進法が成立し、平成25年6月28日に公布されました。この法律においては、地方公共団体に対して地域の実情に応じた、いじめの防止等に関する基本方針の策定に努めるよう求め、また学校に対しては、地方の基本方針を参照した同様の基本的な方針の策定やいじめの防止等の対策のための組織の設置等を求めています。更に学校の設置者及びその設置する学校が講すべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等についても規定されています。平成29年3月14日には、国といじめ防止等のための基本的な方針も改定されました。

この度、豊後大野市教育委員会では、いじめ防止対策基本法を実効あるものにするいじめ防止等のための基本的な方針の改定を受けて、本法律の趣旨に則った施策をより一層充実できるよう、豊後大野市いじめ防止等基本方針を改定することにより、市民からの期待に応える学校づくりを推進し、積極的にいじめ対策に取り組んで参ります。

平成30年 3月  
豊後大野市教育委員会

## 豊後大野市 いじめ防止等基本方針 ～いじめ防止対策推進法を受けて～

【豊後大野市教育委員会】

### I いじめ防止対策推進法について（概要）

第 183 回通常国会において、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めた「いじめ防止対策推進法」が成立し、平成 25 年 6 月 28 日に公布された。この法律は、公布の日から起算して 3 ヶ月を経過した日から施行される。

(10 月より施行)

#### 1 目的

この推進法は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### <いじめの定義>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

#### 2 いじめの防止等の基本方針

- (1) 国、地方公共団体、学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定。（国、学校は義務、地方公共団体は努力義務）
- (2) 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者より構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を置くことができる。

#### 3 基本施策・いじめの防止等に関する措置

- (1) 道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策推進。

- (2) 学校に、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）その他の関係者より構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。
- (3) 個別のいじめに対して、学校が講すべき措置としては、いじめの事実確認、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者に対する助言、犯罪行為として扱われるべき事案と認める場合の所轄警察署との連携。
- (4) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等。

#### 4 重大事態への対処

- (1) 重大事態に対処し、及び同種の事態（疑い、保護者からの訴えを含む）の発生の防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) (1) の調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会を通じて地方公共団体の長に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長による再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講じる。

## II 基本的方向性

### 1 いじめの防止等に関する基本方針

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの教室でも、どの子どもにも起こり得る」という認識の上に組織的に立つ。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、未然防止に努め、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。
- (4) いじめられている子どもの立場に立ち、最後まで絶対に守り通す。
- (5) いじめを行う子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を徹底する。
- (6) 保護者及び関係機関との連携を深めるよう努める。

## 2 いじめの定義および認知について

(定義)

「いじめ防止対策推進法（抜粋）」

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであってもその背景や被害性に等に着目していじめの妥当性を判断する。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して積極的に行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すことを認識する。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (5) いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。
- (6) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なものの、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた児童生徒の意向に配慮したうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 未然防止に向けて

- (1) 子どもがいじめの問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりを推進する。
- (2) 授業、道徳、特別活動等を通して仲間づくりをすすめるとともに、規範意識や生命の尊重、他者への思いやり等について学習を深める。
- (3) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することのないよう、常に指導者としての自覚を持つことにより、子どもと教職員の信頼関係の増幅に努める。
- (4) 常に最悪のケースを想定しながらいじめの問題への取組を点検し、改善・充実を図る。
- (5) いじめ理解などの教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (6) 保護者・地域住民・関係機関との日常的な連携を深め情報収集を図る。

### 4 早期発見に向けて

- (1) 教職員は、常に「見逃し<sup>ゼロ</sup>」の意識を持って、児童生徒のささいな変化に気づく力を高め、いじめは、教職員の目の届きにくい時間、場所で行われている可能性を視野に入れて、業務にあたる。
- (2) 子どもの声に耳を傾け、表情や行動を注視する。  
【学期ごとのアンケート調査、面談、ノート点検等】
- (3) 子どもが相談しやすい環境、雰囲気づくりや教育相談、電話相談窓口の周知に努める。
- (4) 保護者へ、いじめ早期発見の啓発をするとともに、情報を共有する。  
【家庭訪問、電話連絡、連絡帳、P T A等の場】
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携する。  
【学校公開、学校評議員の意見聴取、教育支援センター「かじか」訪問等】

### 5 早期解消に向けて

- (1) 詳細な事実確認に基づき、迅速・適切に関係する子ども及び保護者が納得できる情報及び取組の共有が図れる初動対応に全力を尽くす。
- (2) いじめられている子どもや保護者の不安や悩みに寄り添い、詳細な事実確認を行う。
- (3) 運営委員会並びに生徒指導担当者等、関係主任等の取組を機能化し、学校全体で組織的な情報共有と解消に向けた取組を推進する。
- (4) 校長は事実に基づき、子ども及び保護者に対し説明責任を果たす。
- (5) いじめを行う子どもには、行為の重大さを理解させるとともに、反省、謝罪を含

めた教育指導を徹底する。

- (6) 必要に応じて、県教委が設置している「大分県生徒指導支援チーム」の活用を図る。
- (7) 法を犯すと認められる行為に対しては、スクールソーシャルワーカー、警察等に相談し、協力を求める。
- (8) いじめの解消は、当該被害児童生徒がいじめによる心身の苦痛を感じなくなつて約3カ月が経過した後に判断する。その間、関係する保護者と継続的に連絡をとり、情報を共有するとともに、いじめられた子どもの見守りと支援を継続する。

★危機管理の さ・し・す・せ・そ

さ（最悪を思い）・し（慎重に）・す（素早く）・せ（誠意をもって）・そ（組織的に）

### III 具体的取り組み

#### 1 学校を支援するための取組

##### (1) 相談体制の整備

###### ① スクールソーシャルワーカーの配置

豊後大野市教育委員会内にスクールソーシャルワーカーを複数名配置し、必要な関係機関との連携を支援しながら問題の解決に当たる。

###### ② 豊後大野市教育支援センター「かじか」の相談体制構築

教育支援センター「かじか」で相談できる体制をつくり、いじめからの不登校対策にもつなげる。

###### ③ スクールカウンセラー連絡協議会の実施

全中学校及び小学校へ配置されたスクールカウンセラーによる連絡協議会を実施し、スクールカウンセラースーパーバイザーの指導を受け、カウンセリングマインドの学校内への普及と資質の向上を図る。

###### ④ いじめ相談窓口等の設置

教育委員会内に設置したいじめ相談ダイヤル及び豊後大野市教育支援センター「かじか」を相談窓口として、保護者等からの相談の受け付け、必要な措置を講じる。

##### (2) 実態把握と指導の充実

###### ① いじめ解消に向けた取組報告書の作成・活用

教育委員会独自のいじめ問題の発生と経過等に係る様式を活用し、当該学校からの報告を「いじめが解消した」と認められるまで、継続的に求めることにより、教育委員会による指導の充実に資する。

- ・最初の報告は、連続5日欠席で、その欠席がいじめが原因、あるいはいじめが原因の可能性がある場合に提出する。以降、状況に応じて、提出する。
- ② 豊後大野市教育支援センター「かじか」、地域児童生徒支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー学校訪問を毎年1学期及び必要と認める時期に、教育委員会、「かじか」、地域児童生徒支援コーディネーターが連携した全小・中学校訪問を実施し、問題の早期発見及び対策構築と関係機関の窓口紹介等を実施する。

### (3) 県教委との連携

#### ① 教職員研修の充実

県教委主催の研修会に参加するとともに、市主催のいじめの未然防止等に関する生徒指導担当者研修などの実施。

#### ② 大分県生徒指導支援チーム等の活用

深刻な事案については、必要に応じ、県教委が設置している「生徒指導支援チーム」を活用した取組を推進、その他、日常的な県教委との情報共有。

## 2 保護者を支援するための取組

### (1) 相談窓口の周知・徹底

県教委設置の24時間子供SOSダイヤル、いじめ専用相談ダイヤル（市教育委員会直通）及び教育支援センター「かじか」の相談窓口について、リーフレットにて周知を図る。

### (2) スクールソーシャルワーカー等の派遣

要望に応じてスクールソーシャルワーカー等を派遣し、相談活動や関係機関との連携を促進する。

### (3) 広報紙等による情報提供

県教委や各種団体の広報紙、リーフレットの配布を通じた、情報提供を推進。

## 3 各校いじめ防止基本方針の策定

### (1) 各校いじめ防止基本方針の意義

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ③ いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

## (2) 各校いじめ防止基本方針の策定の留意事項

- ① いじめ防止対策推進法 13条により、各学校は、国又は県の基本方針を参照して、自らの学校としてどのようにいじめの防止等の取り組みを行うか等の基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めることが必要である。
- ② 保護者や地域住民、関係機関の協力を得て、いじめの総合的な対策を盛り込む。
- ③ 児童生徒の意見も積極的に取り入れ、児童生徒がいじめの防止等について主体的に行動できるものにする。
- ④ いじめ基本方針に基づく取組状況を学校評価に位置づけ、評価改善していく。
- ⑤ 策定したいじめ防止基本方針は、学校のホームページ掲載その他の方法により、保護者や地域住民に周知し、協力を得る体制をつくる。

## 4 市及び学校での「いじめ対策委員会」の設置

### (1) 豊後大野市いじめ対策委員会の設置

法律、医療、心理、福祉などの専門家からなる豊後大野市いじめ対策委員会を条例により定め、年1回以上開催し、豊後大野市立の小・中学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処が適切に行われるよう必要な事項を協議する。

### (2) 各学校ごとのいじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法 22条により、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けた情報共有や取り組みの共通理解を定期的に行う各校いじめ対策委員会を置く。

### ○○学校いじめ対策委員会（例）

※学校の規模や実情に応じて、いじめの防止等に関する措置を実効的な（実際に効力が現れる）ものとなるよう構成し、いじめの防止や対応に係る本部とする。

#### ○複数の教職員

⇒⇒⇒ 管理職・教務主任・生徒指導担当者・学年主任等

#### ○心理・福祉等の専門的知識を有する者

⇒⇒⇒ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・その他 など

#### ○その他の関係者 ⇒⇒⇒ 校長が必要と認める者

## 5 重大事態への対処

### (1) いじめ重大事態の定義

#### いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき  
(※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態である旨の申立てがあったとき)

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項による調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。

- ① 法第28条第1項各号に規定する「いじめにより」とは、児童生徒の被害の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ② 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
  - ・自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合などが想定される。
- ③ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。
- ④ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立があつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと捉え、報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2) 重大事態への対処

- ① 学校は、「重大事態が発生したと認める場合」「重大事態の疑いがある場合」「保護者の求めがある場合」には、重大事態とみなし、その解決にあたる。
- ② 学校は、いじめ重大事態に対処し、当該事態の解決とともに同様の事態の発生の防止に資するため、設置した組織の下、質問票（アンケート）の使用その他適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③ 学校は、②の調査を行った時は、当該調査に係る児童生徒及びその保護者に対し、当該重大事態の事実関係等、その他必要な情報を適切に提供する。
- ④ 学校は、①及び②に掲げる取組を実施するに当たっては、教育委員会による指導・助言を活かす等、教育委員会との連携を密に図るものとする。
- ⑤ 「いじめ解消に向けた取組報告書」をもって、重大事態が発生した旨を、教育委員会に報告し、教育委員会は市長へ報告しなければならない。

※報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処、又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため必要があると認める時は、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、事実関係等に係る再調査を行うことができる。

※市長は、上記の調査を行った時は、その結果を議会に報告しなければならない。

- ⑥ 対応のための会議、調査の記録は、しっかりとって保管しておかなければならぬ。

## (3) 重大事態の調査について

### ① 調査の趣旨及び調査主体

- ・学校から報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするか判断する。
- ・学校が主体となって調査を行う場合、市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- ・市教育委員会が主体となって行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合をいう。

### ② 調査を行うための組織

#### ア) 学校が調査主体となる場合

- ・法第22条の規定に基づき、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、調査組織を設置して行う。
- ・当該重大事態の性質に応じて、外部から専門的知識、経験等を有し、かつ、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、利害関係を有しない第三者を加える等、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・市教育委員会は、必要に応じて学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支

援を行う。

#### イ) 市教育委員会が調査主体となる場合

- ・学校を設置する市教育委員会が行う調査は、「豊後大野市いじめ対策委員会」を調査組織とする。

#### ③ 調査の実施

- ・「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするために行う。
- ・調査に当たっては、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査すべきであり、当該調査が、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・調査を実効性あるものとするため、学校の設置者又は学校は、たとえ自己に不都合な事実があったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。
- ・学校の設置者又は学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

##### i) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への適切な指導を行い、いじめの行為を止める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活が落ち着いて送れるよう復帰への支援や学習支援等を行う。
- ・調査を行うにあたり、事案の重大性を踏まえ、より積極的に指導や支援を行う他、関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。

##### ii) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・児童生徒の死亡や入院など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査方針について協議し、調査に着手する。
- ・調査は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査により行う。

#### ※ 自殺の背景調査における留意事項

- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後

の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

- ・調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・遺族が、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、遺族の要望や意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案し、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、調査期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ・資料や情報については、時間の経過に伴う制約の下で、できる限り、偏りのないものをより多く収集し、それらの信頼性、信憑性の吟味も含めて、専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・学校が調査を行う場合は、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行い、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

### iii) その他留意事項

- ・法第23条第2項に基づき、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じた学校において重大事態であると判断した場合、それのみで重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じ新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。
- ・重大事態が発生した場合、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあることから、学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。例えば、大分県こころの緊急支援活動チーム(CRT(Crisis Response Team))の活用も考えられる。

### ④ 調査結果の提供及び報告

#### <保護者への報告>

- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかとなった事実（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であ

ったか、学校がどのように対応したか）について、適時・適切な方法により説明する。

- ・情報の提供にあたり、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供するものとする。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないよう留意する。
- ・質問紙調査等の実施により得られた調査結果は、いじめを受けた児童生徒又は保護者に提供する場合があり得ることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

#### ＜関係機関への報告＞

- ・市教育委員会が設置する学校で発生したいじめの重大事態の調査結果は、市長に報告するとともに、あわせて市教育委員会にも報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に報告する。その際には、学校の設置者又は学校は、事前にその旨を児童生徒又は保護者に伝えるものとする。

### （4）調査結果の報告を受けた地方公共団体の長による再調査及び措置

#### ① 再調査の実施

- ・重大事態の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定及び法第31条第2項の規定により、報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長部局による調査機関にて調査を実施する。
- ・調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう留意する。
- ・再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。なお、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに配慮のうえ、必要な措置を講じ、市長は、その結果を議会に報告する。

## 6 その他

この基本方針については、今後その取組内容を勘案し、必要があると認めるときは、検討を加えるものとする。

# いじめ解消に向けた取組報告書【】月分

## 1 いじめの概要

学校名	豊後大野市立学校		
被害側の児童生徒名 氏名	年組	担任名	
いじめの状況			

## 2 解消に向けた取組状況

日時【月・日(曜)】	学校の対応者	取組内容 【加害、被害側への指導・支援や家庭訪問等の状況】

## 3 報告日における解消状況 ※「解消」「継続指導中」はいずれかに○

解消	継続指導中	以上報告致します。
		報告日：平成 年 月 日
		校長名： 公印

★ 重大事態への対処の流れ

